

見 積 公 告

次のとおり見積競争に付します。

令和 7 年 6 月 6 日

全国健康保険協会富山支部

支部長 毛呂 聡史

1 調達内容

(1) 調達件名

令和 7 年度健康保険委員健康づくりセミナーのオンライン配信に伴う通信運營業務委託

(2) 仕様及び予定数量等

仕様書による。

(3) 委託期間

契約締結日から令和 7 年 10 月 31 日まで

(4) 納品場所

全国健康保険協会富山支部の指定する場所

(5) 見積方法

見積金額は総価とし、業務に必要な機器の設置、配信、運用管理、交通費など一切の諸経費を含めること。

消費税等（地方消費税を含む。以下同じ）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等額を除いた金額を見積書に記載すること。

2 競争参加資格

(1) 全国健康保険協会会計細則第 30 条及び第 31 条の規定に該当しない者であること。

(2) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

(3) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。

(4) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。

(5) 直近 1 年間に本事業と同様の業務実績を有していること。（見積書提出時に「実績申立書（別添 1）」を提出すること。）

(6) 本業務を第三者に請け負わせないこと。

3 仕様書の交付、見積書の提出場所および問い合わせ先

(1) 仕様書の交付、見積書の提出場所

〒930-8561 富山市奥田新町 8-1 ボルファートとやま 6 階

全国健康保険協会富山支部 企画総務グループ （担当）土江

電話 076-431-6156

※郵送での仕様書交付を希望する者は、案件名、送付先等（事業所名、担当者名、連絡先を含む）を記載し、FAX にて交付依頼を行うこと。 FAX：076-431-5274

(2) 仕様書に関するお問い合わせ先

全国健康保険協会富山支部 企画総務グループ (担当) 西田

電話 076-431-6156 FAX 076-431-5274

4 見積書等の提出期限

令和7年6月30日(月)12時

5 その他

- (1) 見積書には、事業所名・代表者名を記載し、代表者印を押印の上、全国健康保険協会富山支部宛に提出すること。記載漏れ、押印漏れ又は判読不能のものは無効とする。
- (2) 提出後の見積書の差替え、変更又は取り消しをすることはできない。
- (3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 契約保証金 全額免除とする。
- (5) 契約書作成の要否 否
- (6) 落札者の決定方法
本公告に示した調達案件を履行できると全国健康保険協会富山支部長が判断した者であり、見積書を提出した参加者であって、全国健康保険協会会計規程第32条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な見積書を提出した者を落札者とする。
- (7) 手続きにおける交渉の有無 無
- (8) 見積結果については落札業者にのみ連絡する。

【参考】

全国健康保険協会会計細則（抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第30条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- （１） 契約を締結する能力を有しない者。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- （２） 破産者で復権を得ない者
- （３） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第2条第2号に掲げる者、その他これに準ずる者※として別に定める者

※ その他これに準ずる者として別に定める者は以下のとおりです。

- 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）
- 次に該当する者（将来にわたっても該当しないこと）。
 - ・ 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ・ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ・ 自ら又は第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ・ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
 - ・ 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に避難されるべき関係を有すること
- 自ら又は第三者を利用して次に該当する行為を行う者
 - ・ 暴力的な要求行為
 - ・ 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ・ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ・ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - ・ その他準ずる行為

（競争に参加させないことができる者）

第31条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後3年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- （１） 契約の履行にあたり故意に工事、製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - (6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
 - (7) 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより3年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 企画総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。
- 3 第1項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。

全国健康保険協会会計規程（抜粋）

（予定価格）

第32条 企画総務部長等は、契約を締結しようとするときは、当該契約に係る予定価格を作成しなければならない。ただし、契約の内容が軽易なものであるとき又は契約の性質上予定価格の作成を要しないと認められるときは、この限りでない。